公

告

令和 元年 第六十七号

十月七日 Ħ

目

次

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の 告 示 指定…… 保高 険 解 課も 課祉 : :

みこ

らど

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………… (障害福祉課)

(会計管理課)

: :

県東 民地 局域

:

쏨

示

青森県告示第三百三十九号

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。 規定により、 社会福祉士及び介護福祉士法 次のとおり特定行為業務の登録をしたので、 (昭和六十二年法律第三十号) 同条第二項において準用す 附則第二十条第一項の

令和元年十月七日

青森県知事 \equiv 村

吾

申

名 事 称 業 所 在 所 地 年予業務開 日定始 備

考

番登

号録 年登

月 日録

名氏名 又は 称は

住

所

三二001 0011100 三至2001 三会 元令 ·和 " " بر = 青森県 青森県 青森県 一島青 の一森 一丁市 目長 一島青 の一森 一丁市 目長 一島青 の一森 一丁市 目長 セ療あ青 を育すな県 を引せる立 セ療あ青 ン育す森 タ福な県 **ー**祉ろ立 ·江字青 渡石森 一江字大 ·江字青 渡石森 一江古 〇字大 一江字青 渡石森 一江市 ○字大 元令 ・ 和 ・ ::::() " " 援ニ者支 _ 支日 援中 所施設!

時

青森県告示第三百四十号

児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規 定により公示する。 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二第一 一項の規定により、

小

令和元年十月七日

ずらん調剤薬局鯵ケ	名
デ 沢 店	称
二六四津軽郡鰺	所
	在
	地
元令 : 和 : :	年指月
_	日定

青森県知事

村

申

吾

す

青森県告示第三百四十一号

う者を指定したので、 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行 (平成十七年法律第

令和元年十月七日

青森県知事 村 申 吾

第二号の表中

人伸康会 福祉法	名称	事指定障害
一 字石田一二一の 弘前市大字独狐	所 在 地	業 福祉サービス
援共 助生活	の 乗 順 類 に 祖 に 祖 に 祖 れ	
ぽーる 石渡ら なった	名称	事ににいる。
四丁目一三の七 引売 一	所在地	業 所
元令 二0· 一	年指 月 日定	

青森県告示第三百四十二号

部を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

令和元年十月七日

青森県知事 \equiv 村

申

吾

むつ市脇野沢本村

出張所

を削る。

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和元年十月七日

商号又は名称 美加美興業株式会社

青森県知事

三

村

申

吾

三 代表者の氏名 三上アキヱ

許可番号 青森県知事許可(般—二七)第一四五〇号 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五

取消しに係る建設業の許可 取消年月日 令和元年九月五日

六 五

四

取消しの原因となった事実 塗装工事業に係る一般建設業の許可

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 令和元年九月五日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出に

る。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

毎週月・水・金曜日発行

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

県号

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭